

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年7月27日提出
【計算期間】	第8期（自 平成21年5月12日 至 平成22年5月10日）
【ファンド名】	野村外国債券インデックスファンド (以下 「ファンド」といいます。)
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	執行役社長 吉 川 淳
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

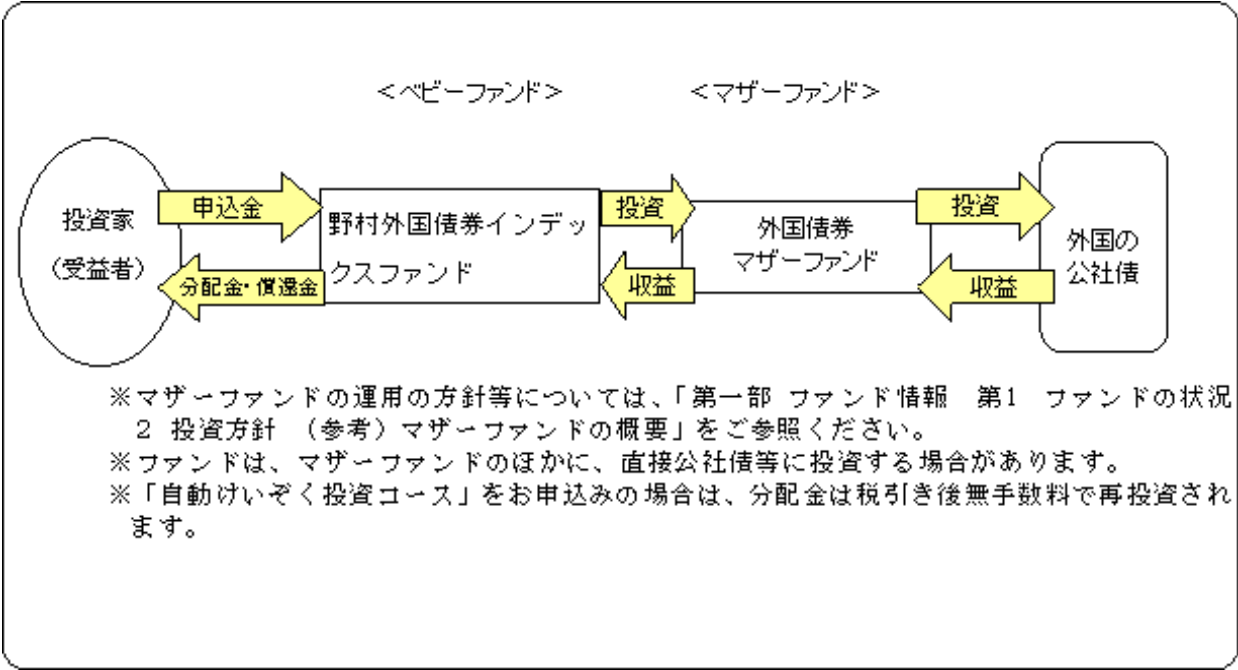
(1)【ファンドの目的および基本的性格】

◆外国の公社債を実質的な主要投資対象[※]とし、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

※ファンドは、「外国債券マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

《ファミリーファンド方式について》

ファンドは、「外国債券マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



受益権の信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

<商品分類>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。
なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村外国債券インデックスファンド)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
---------	--------	-------------------	------

単位型 追加型	国内	株式	インデックス型 特殊型
	海外	債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合	
	内外		

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)			
	年2回	日本			日経225
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州			
	年12回 (毎月)	アジア			T O P I X
	日々	オセアニア			
不動産投信	その他 ()	中南米		なし	
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))		アフリカ	ファンド・オブ ・ ファンズ		その他 (シティグルー プ 世界国債 インデックス (除く日本))
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東) エマージング			

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成22年7月1日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRP(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRPをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

(2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

(1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

(1)日経225

(2)TOPIX

(3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

(1)プル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

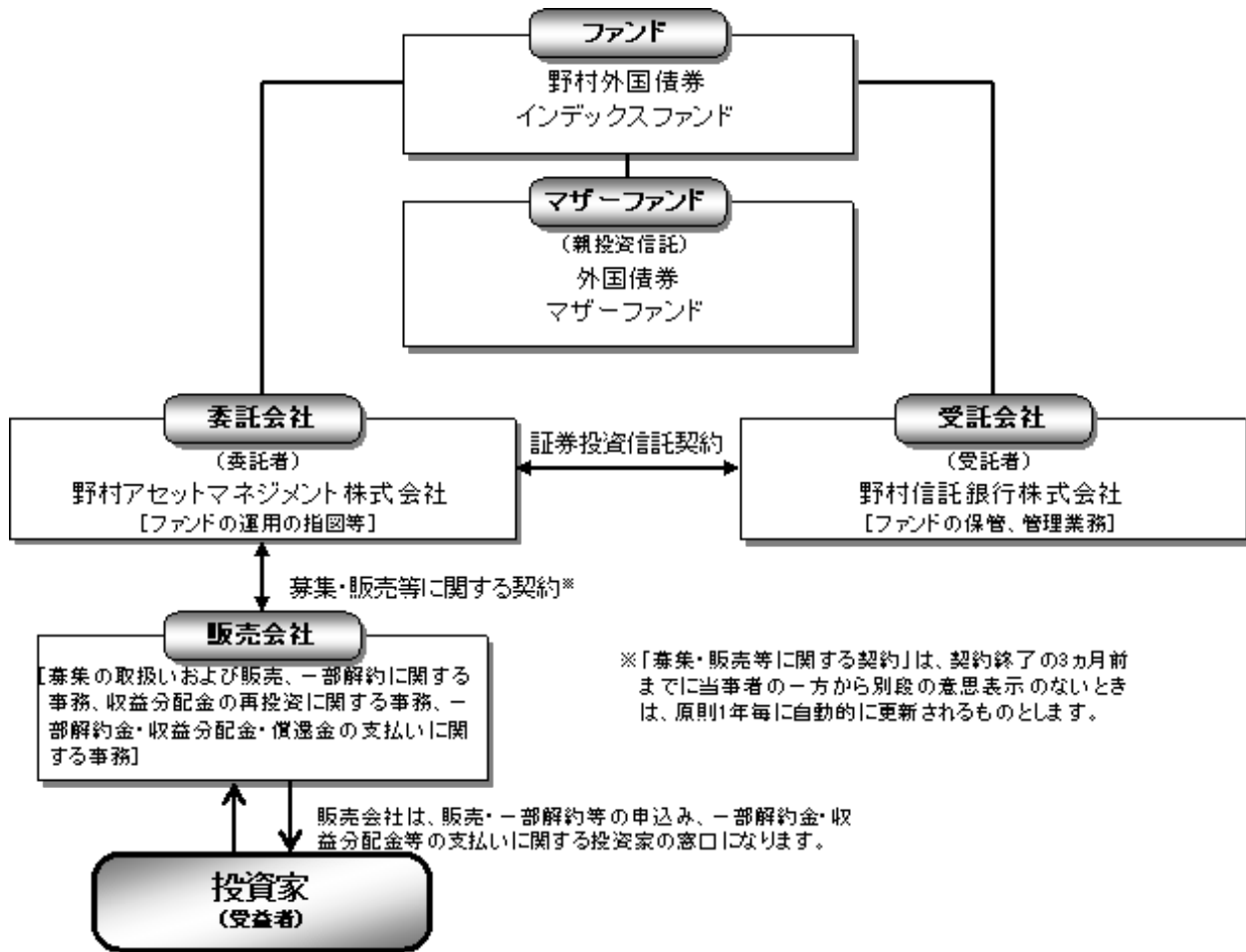
(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

平成14年11月25日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



委託会社の概況

■委託会社■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

平成22年6月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年（1959年）12月1日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
平成9年（1997年）10月1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村ア セット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
平成12年（2000年）11月1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成15年（2003年）6月27日	委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況（平成22年6月末現在）

名 称	住 所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

■シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）とは■

◆シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックス(為替ヘッジを行なわない円ベースの指数)です。

◆シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクの知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など指数に関するすべての権利は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが有しています。

なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

外国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

①投資の対象とする資産の種類(約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限 ④および⑤」に定めるものに限りま。

に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券および社債券と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券

5. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債[※]の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3 第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第5号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第4号までの証券および第7号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を、次の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 ②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

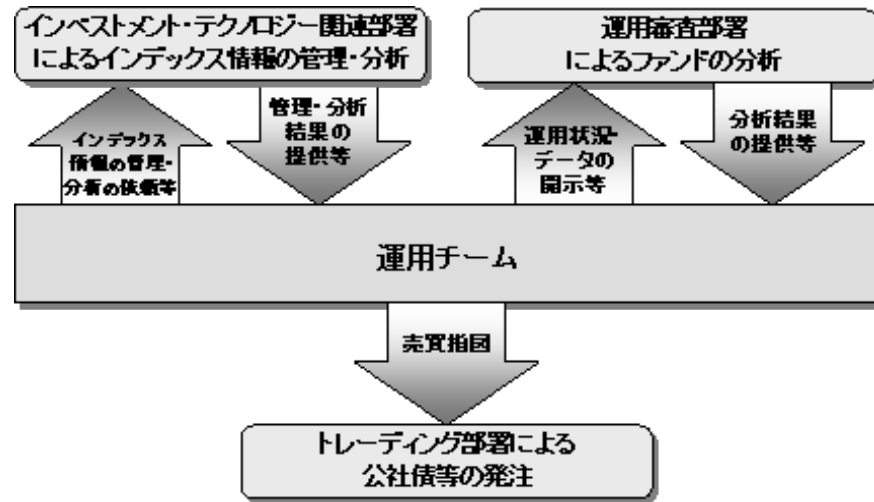
④その他の投資対象

1. 先物取引等

2. スワップ取引

(3) 【運用体制】

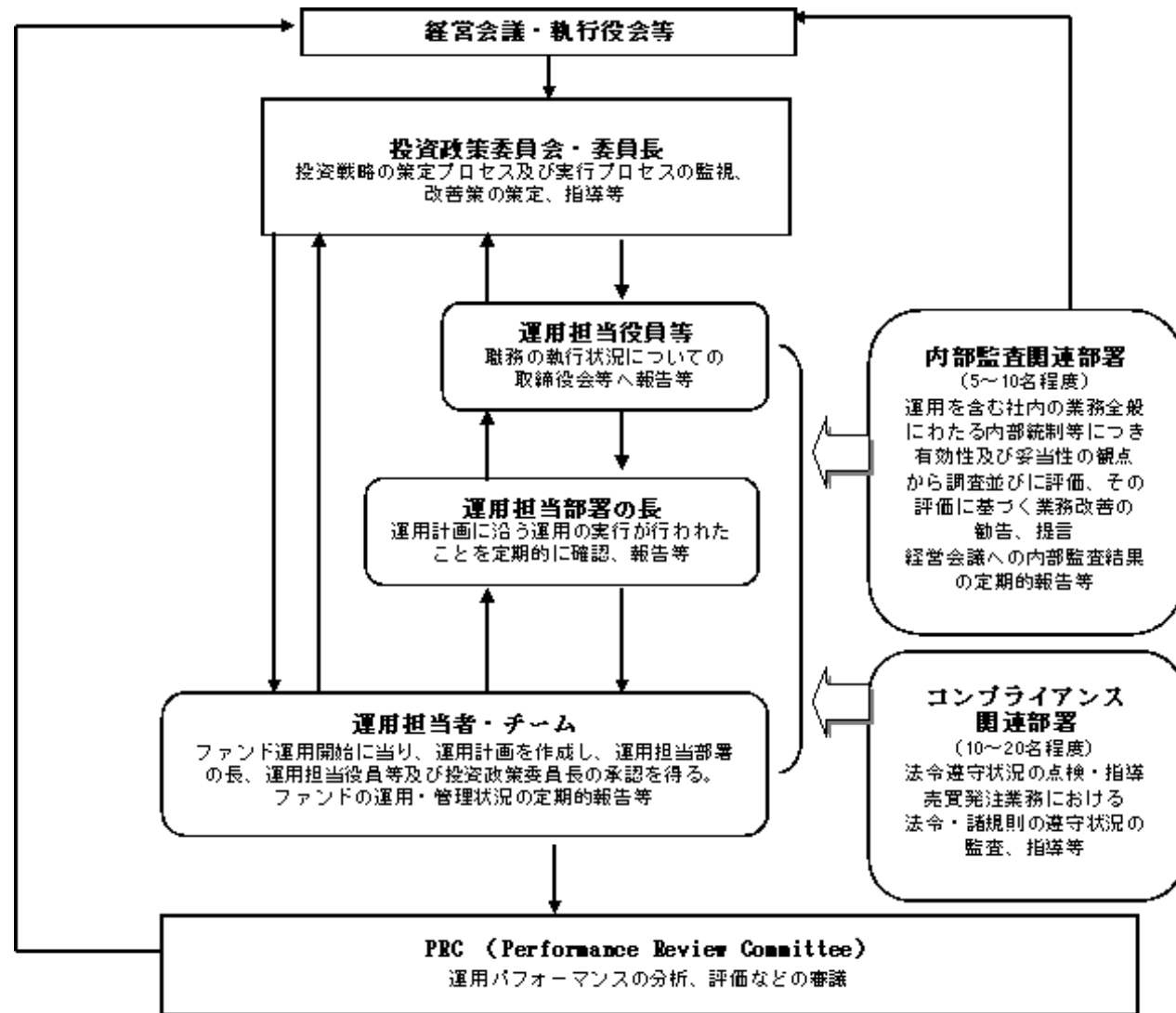
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社は、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

ファンドの運用体制等は平成22年7月27日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

※委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。

◆ファンドの決算日

原則として毎年5月10日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いしま

す。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

①株式への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 （3）投資制限）

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

②外貨建資産への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 （3）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

④先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第24条）

(i)委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券およ

び組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象③金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ii)委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(iii)委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象③金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象③金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑤スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第25条）

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (iv) 上記(iii)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時

価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(v)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(vi)委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥投資する株式の範囲（約款第23条）

(i) 委託者が投資することを指図する株式は、運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(ii) 上記(i)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑦同一銘柄の株式への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3) 投資制限）

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑧同一銘柄の転換社債等への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3) 投資制限）

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨有価証券の貸付の指図および範囲（約款第28条）

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないも

のとします。

(ii)上記（i）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii)委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑩公社債の借入れ（約款第29条）

(i)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ii)上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv)上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑪特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第30条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑫外国為替予約の指図（約款第31条）

委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑬資金の借入れ（約款第40条）

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑭投資信託証券への投資割合

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への投資は行ないません。

(参考) マザーファンドの概要

(外国債券マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

3【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。
したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

【債券価格変動リスク】

◆債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

【為替変動リスク】

◆ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

◆資金動向、市況動向、不慮の出来事等の場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

◆ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

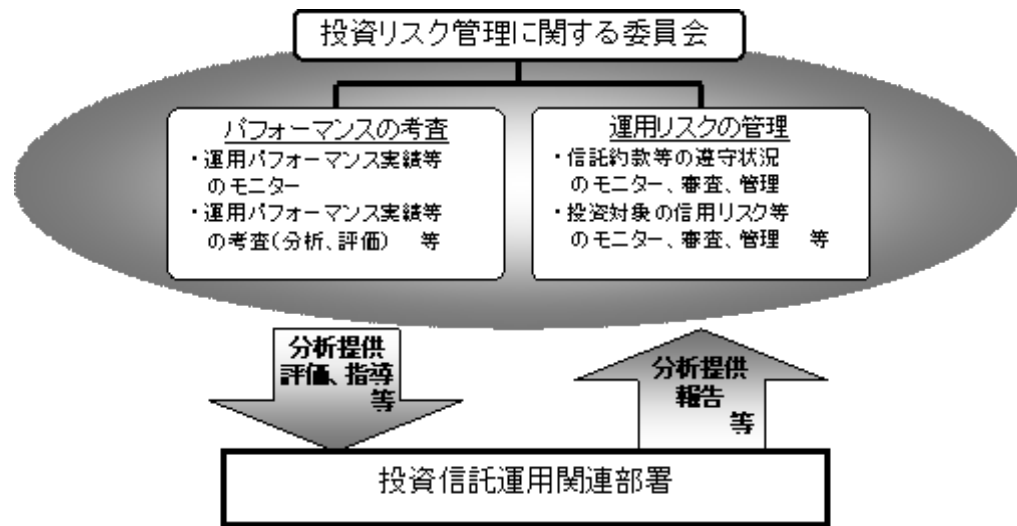
◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》**リスク管理関連の委員会****◆パフォーマンスの考査**

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図

※ 投資リスクに関する管理体制等は平成22年7月27日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に1.05%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜1.0%）以内[※]で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、後述の「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

②収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の57.75（税抜年10,000分の55）以内（平成22年7月27日現在、年10,000分の54.6（税抜年10,000分の52））の率を乗じて得た額とします。

なお、信託報酬率が年10,000分の54.6（税抜年10,000分の52）の場合の信託報酬の配分については、次の通り（税抜）とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年10,000分の14	年10,000分の35	年10,000分の3

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

(4)【その他の手数料等】

①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

④ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

※これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

平成23年12月31日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

◆法人の投資家に対する課税

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収[※]が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成24年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益[※]については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

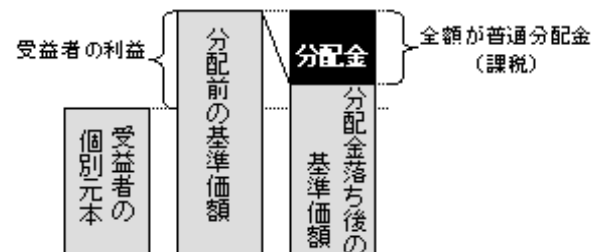
◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

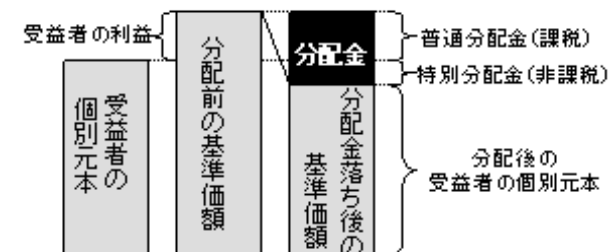
■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。



②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分が特別分配金となり、分配金から特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

（ご参考）

《お客様に直接ご負担いただく費用・税金》

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	1.05%（税抜1.0%）以内※1	消費税等相当額
換金時 （解約請求制）	信託財産留保額	0.1%※2	—————

※1 基準価額に、1.05%（税抜1.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※2 基準価額に0.1%を乗じて得た額とします。

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税	—————	普通分配金×10%※1
換金時 （解約請求制）	所得税および地方税	—————	換金時の差益（譲渡益） ※2に対して10%※1
償還時	所得税および地方税	—————	償還時の差益（譲渡益） ※2に対して10%※1

※1 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の投資家に対する課税」をご覧ください。

※2 詳しくは前述の「換金（解約）時および償還時の課税について」をご覧ください。

※税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成22年5月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	376,009,434	99.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	37,039	0.00
合計(純資産総額)		376,046,473	100.00

<ご参考>

「外国債券マザーファンド」

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	125,919,175,465	38.51
	カナダ	9,479,909,125	2.89
	イギリス	22,769,979,191	6.96
	スイス	1,762,005,255	0.53
	スウェーデン	2,046,804,842	0.62
	ノルウェー	1,058,040,893	0.32
	デンマーク	2,784,672,498	0.85
	ドイツ	31,070,617,353	9.50
	イタリア	32,369,043,924	9.90
	フランス	30,559,270,284	9.34
	オランダ	7,954,278,413	2.43
	スペイン	13,668,650,435	4.18
	ベルギー	9,018,315,162	2.75
	オーストリア	5,705,450,222	1.74
	フィンランド	1,623,803,280	0.49
	アイルランド	1,856,225,361	0.56
	ギリシャ	6,564,314,518	2.00
	ポルトガル	2,834,920,374	0.86
	ポーランド	2,771,764,350	0.84
	シンガポール	1,228,872,303	0.37
	マレーシア	1,705,448,862	0.52
	オーストラリア	2,753,096,247	0.84
	小計	317,504,658,357	97.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	9,451,812,403	2.89
合計(純資産総額)		326,956,470,760	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価	簿価 金額	評価 単価	評価 金額	投資 比率
					(円)	(円)	(円)	(円)	(%)
1	日本	投資信託 受益証券	外国債券マ ザーファンド	254,835,266	1.5073	384,113,197	1.4755	376,009,434	99.99

<ご参考>

「外国債券マザーファンド」

順位	国／ 地域	種 類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	29,600,000	12,938.19	3,829,706,831	12,937.48	3,829,495,745	11.25	2015/2/15	1.17
2	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	28,167,000	12,297.11	3,463,729,790	12,256.72	3,452,352,575	5	2012/7/4	1.05
3	イギリス	国債証券	UK TREASURY	19,500,000	14,009.57	2,731,866,949	14,232.36	2,775,311,526	4.75	2038/12/7	0.84
4	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	18,438,000	12,656.15	2,333,542,780	12,772.84	2,355,057,714	6	2031/5/1	0.72
5	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	19,750,000	11,640.63	2,299,025,965	11,766.30	2,323,844,605	5	2012/2/1	0.71
6	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	18,500,000	11,592.50	2,144,613,240	11,899.93	2,201,487,420	4	2038/10/25	0.67
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	22,000,000	9,807.26	2,157,598,231	9,820.81	2,160,579,922	3.875	2013/2/15	0.66

8	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	21,500,000	9,991.31	2,148,131,854	9,988.45	2,147,518,365	4.25	2013/11/15	0.65
9	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	17,420,000	12,285.90	2,140,203,780	12,275.80	2,138,444,708	4.75	2012/10/25	0.65
10	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	16,670,000	12,532.74	2,089,207,758	12,541.71	2,090,704,057	4.25	2014/7/4	0.63
11	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	12,670,000	16,288.07	2,063,698,975	16,490.03	2,089,287,307	8.5	2019/10/25	0.63
12	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	16,900,000	12,163.60	2,055,648,738	12,143.40	2,052,235,614	5	2012/4/25	0.62
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	22,000,000	9,183.43	2,020,354,845	9,186.64	2,021,061,146	1	2011/7/31	0.61
14	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	16,660,000	12,083.94	2,013,184,404	12,044.67	2,006,642,022	5	2012/1/4	0.61
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	15,480,000	12,577.95	1,947,067,047	12,637.87	1,956,343,001	8.75	2017/5/15	0.59
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	20,000,000	9,772.30	1,954,461,878	9,778.37	1,955,674,658	3.875	2012/10/31	0.59

17	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	16,000,000	11,709.19	1,873,470,720	11,853.93	1,896,628,800	4.5	2018/2/1	0.58
18	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	15,100,000	12,467.66	1,882,617,264	12,466.54	1,882,447,842	4.25	2014/1/4	0.57
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	20,000,000	9,280.09	1,856,018,376	9,327.53	1,865,506,033	2.5	2015/3/31	0.57
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	20,000,000	9,280.80	1,856,161,002	9,313.97	1,862,795,221	2.375	2014/9/30	0.56
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	18,550,000	9,959.21	1,847,433,455	9,964.91	1,848,492,080	4.25	2013/8/15	0.56
22	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	14,950,000	12,337.51	1,844,458,044	12,312.82	1,840,767,786	4.5	2013/1/4	0.56
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	19,000,000	9,461.99	1,797,779,762	9,567.57	1,817,839,428	3.75	2018/11/15	0.55
24	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	14,317,000	12,340.87	1,766,843,503	12,448.58	1,782,264,630	5.25	2017/8/1	0.54
25	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	10,840,000	16,153.43	1,751,032,245	16,274.61	1,764,167,724	9	2023/11/1	0.53

26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	18,500,000	9,294.35	1,719,456,427	9,382.81	1,735,820,891	3.625	2019/8/15	0.53
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	18,000,000	9,461.28	1,703,031,247	9,558.30	1,720,494,284	4.5	2039/8/15	0.52
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	18,500,000	9,213.03	1,704,411,594	9,234.43	1,708,370,823	1.375	2012/9/15	0.52
29	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	14,200,000	11,668.80	1,656,969,600	11,853.93	1,683,258,060	4.25	2014/8/1	0.51
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	17,000,000	9,887.87	1,680,938,591	9,884.30	1,680,332,275	4.625	2012/7/31	0.51

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	—	99.99
合計		99.99

<ご参考>

「外国債券マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
国債証券	—	97.10
合計		97.10

②【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成22年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2003年5月12日)	1	1	1.0860	1.0895
第2期 (2004年5月10日)	160	160	1.0830	1.0850
第3期 (2005年5月10日)	196	196	1.1542	1.1562
第4期 (2006年5月10日)	241	241	1.2054	1.2058
第5期 (2007年5月10日)	343	343	1.3997	1.4002
第6期 (2008年5月12日)	365	365	1.3758	1.3763
第7期 (2009年5月11日)	375	375	1.2649	1.2654
第8期 (2010年5月10日)	384	384	1.2009	1.2014
2009年5月末日	368	—	1.2472	—
6月末日	377	—	1.2672	—
7月末日	380	—	1.2647	—
8月末日	380	—	1.2569	—
9月末日	378	—	1.2439	—
10月末日	387	—	1.2704	—
11月末日	376	—	1.2282	—
12月末日	386	—	1.2505	—
2010年1月末日	374	—	1.2075	—
2月末日	372	—	1.1901	—
3月末日	388	—	1.2343	—
4月末日	394	—	1.2414	—
5月末日	376	—	1.1752	—

② 【分配の推移】

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0035 円
第2期	0.0020 円
第3期	0.0020 円
第4期	0.0005 円
第5期	0.0005 円
第6期	0.0005 円
第7期	0.0005 円
第8期	0.0005 円

③ 【収益率の推移】

期	収益率
第1期	9.0 %

第2期	△0.1	%
第3期	6.8	%
第4期	4.5	%
第5期	16.2	%
第6期	△1.7	%
第7期	△8.0	%
第8期	△5.0	%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

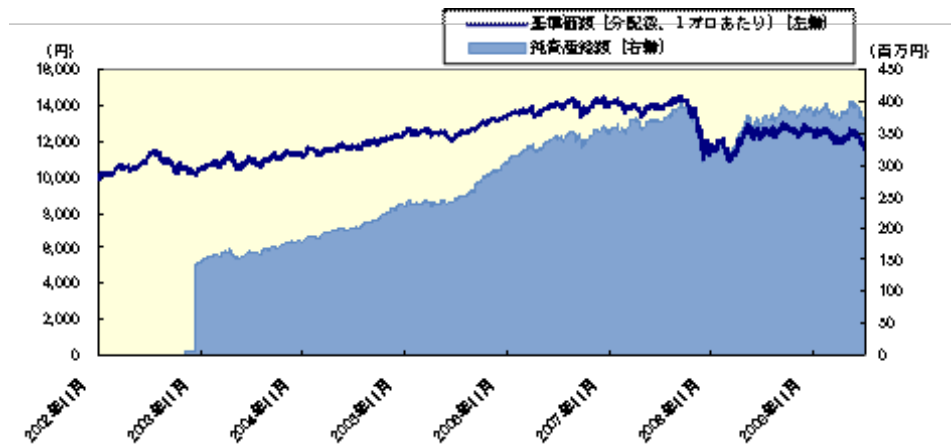
(4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	1,000,000	—	1,000,000
第2期	161,341,232	14,568,838	147,772,394
第3期	37,812,839	15,258,252	170,326,981
第4期	58,625,950	28,308,209	200,644,722
第5期	57,125,782	12,154,804	245,615,700
第6期	49,574,761	29,383,091	265,807,370
第7期	39,983,808	9,267,155	296,524,023
第8期	37,312,561	13,967,468	319,869,116

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

<参考情報> 運用実績（2010年5月31日現在）

[基準価額・純資産の推移]（日次：設定来）



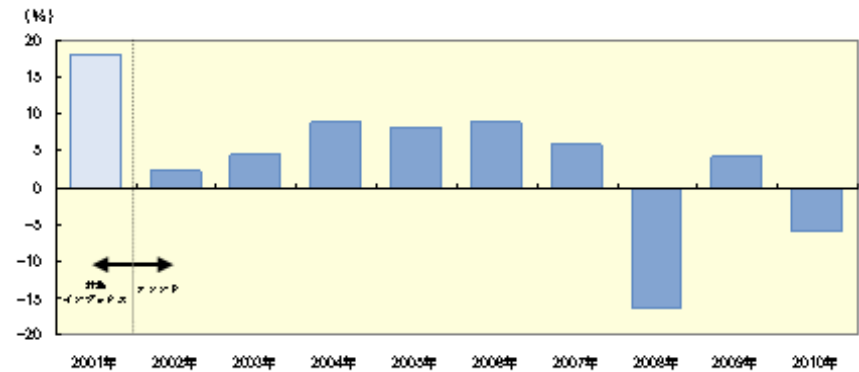
[分配の推移]（1万口あたり、課税前）

2010年5月	5 円
2009年5月	5 円
2008年5月	5 円
2007年5月	5 円
2006年5月	5 円
設定来累計	100 円

[主要な資産の状況]

実質的な銘柄別投資比率(上位)			
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	US TREASURY N/B	国債証券	1.2
2	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	国債証券	1.0
3	UK TREASURY	国債証券	0.8
4	BUONI POLIENNALI DEL TES	国債証券	0.7
5	BUONI POLIENNALI DEL TES	国債証券	0.7
6	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	国債証券	0.7
7	US TREASURY N/B	国債証券	0.7
8	US TREASURY NOTE	国債証券	0.6
9	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	国債証券	0.6
10	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	国債証券	0.6

[年間収益率の推移]（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2001年は対象インデックスの年間収益率。
- ・2002年は設定日（2002年11月25日）から年末までのファンドの収益率。
- ・2010年は年初から5月末までのファンドの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。(原則として、お買付け後のコース変更はできません。)

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位（当初元本1口＝1円）、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。販売会社や申込形態によっては、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約[※]を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

＜申込手数料＞

(i)取得申込日の翌営業日の基準価額に1.05%（税抜1.0%）以内[※]で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

(ii)収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金(解約)手続等】

受益者は、委託者に1万口単位(自動けいぞく投資契約等にかかる受益権については1口単位)で一部解約の実行を請求することができます。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付については、午後3時までに、解約請求のお申込みが行なわれかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

換金価額は、解約申込み受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額[※]を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

換金時の税金につきましては「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

※ 「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、原則として、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口解約について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限[※]を設ける場合があります。

※ 受付時間に制限とは、営業日の正午までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものに制限する場合をいいます。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日より5営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
----	------

公社債等	原則として、基準価額計算日 ^{※1} における以下のいずれかの価額で評価します。 ^{※2} ①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） ②第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 ③価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします（平成14年11月25日設定）。

（４）【計算期間】

原則として、毎年5月11日から翌年5月10日までとします。なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

ただし、最終計算期間の終了日は、下記「（５）その他(a)ファンドの繰上償還条項 等」による解約の日までとします。

（５）【その他】

（a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（b)信託期間の終了

(i)委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ii)上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iii)上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記（ a ）の信託契約の解約をしません。

(iv)委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信

託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vii) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(viii) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更

(i) 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。

(v) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(vi) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(d)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(g) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

＜自動けいぞく投資契約を結んでいない場合＞

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取り下さい。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

＜自動けいぞく投資契約を結んでいる場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金（解約）請求権**■換金（解約）の単位■**

受益者は、受益権を1万口単位（自動けいぞく投資契約等を結んでいる場合は1口単位）で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■換金（解約）代金の支払い開始日■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3 【ファンドの経理状況】

野村外国債券インデックスファンド

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第7期計算期間(平成20年5月13日から平成21年5月11日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第8期計算期間(平成21年5月12日から平成22年5月10日まで)については改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第7期計算期間(平成20年5月13日から平成21年5月11日まで)については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第8期計算期間(平成21年5月12日から平成22年5月10日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(平成20年5月13日から平成21年5月11日まで)および第8期計算期間(平成21年5月12日から平成22年5月10日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】
 (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 平成21年 5月11日現在	第8期 平成22年 5月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,431,561	1,585,151
親投資信託受益証券	374,842,284	383,729,698
未収入金	91,662	1,470,654
未収利息	4	4
流動資産合計	376,365,511	386,785,507
資産合計	376,365,511	386,785,507
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	141,022	159,934
未払解約金	225,616	1,460,027
未払受託者報酬	53,378	60,108
未払委託者報酬	871,698	981,637
その他未払費用	3,495	3,949
流動負債合計	1,295,209	2,665,655
負債合計	1,295,209	2,665,655
純資産の部		
元本等		
元本	296,524,023	319,869,116
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	78,546,279	64,250,736
（分配準備積立金）	82,836,683	92,996,538
元本等合計	375,070,302	384,119,852
純資産合計	375,070,302	384,119,852
負債純資産合計	376,365,511	386,785,507

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期 自平成20年 5月13日 至平成21年 5月11日	第8期 自平成21年 5月12日 至平成22年 5月10日
営業収益		
受取利息	1,630	464
有価証券売買等損益	△27,605,437	△17,618,139
営業収益合計	△27,603,807	△17,617,675
営業費用		
受託者報酬	111,612	119,978
委託者報酬	1,822,720	1,959,396
その他費用	7,898	7,879
営業費用合計	1,942,230	2,087,253
営業利益	△29,546,037	△19,704,928
経常利益	△29,546,037	△19,704,928
当期純利益	△29,546,037	△19,704,928
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△1,141,122	△244,529
期首剰余金又は期首欠損金（△）	99,902,671	78,546,279
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,644,397	8,999,803
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,644,397	8,999,803
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,454,852	3,675,013
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,454,852	3,675,013
分配金	141,022	159,934
期末剰余金又は期末欠損金（△）	78,546,279	64,250,736

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第7期 自 平成20年5月13日 至 平成21年5月11日	第8期 自 平成21年5月12日 至 平成22年5月10日
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1 親投資信託受益証券) 基準価額で評価しております。	(1 親投資信託受益証券) 同左
2 費用・収益の計上基準	(1 有価証券売買等損益の計上基準) 約定日基準で計上しております。	(1 有価証券売買等損益の計上基準) 同左
3 その他	当ファンドの計算期間は前期末及び 当期末が休日のため、平成20年5月13 日から平成21年5月11日までとなっ ております。	当ファンドの計算期間は前期末が休 日のため、平成21年5月12日から平成 22年5月10日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第7期 平成21年5月11日現在	第8期 平成22年5月10日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 296,524,023 口	1 計算期間の末日における受益権の総数 319,869,116 口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2649 円 (10,000口当たり純資産額 12,649 円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2009 円 (10,000口当たり純資産額 12,009 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自 平成20年5月13日 至 平成21年5月11日			第8期 自 平成21年5月12日 至 平成22年5月10日		
1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額154,395,903円(10,000口当たり5,206円)のうち、148,262円(10,000口当たり5円)を分配金額としております。 なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、外国税控除額(7,240円)によるものです。			1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額180,561,798円(10,000口当たり5,644円)のうち、159,934円(10,000口当たり5円)を分配金額としております。		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,684,811円	費用控除後の配当等収益額	A	13,982,274円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	71,418,198円	収益調整金額	C	87,405,326円
分配準備積立金額	D	68,292,894円	分配準備積立金額	D	79,174,198円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	154,395,903円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	180,561,798円
当ファンドの期末残存口数	F	296,524,023口	当ファンドの期末残存口数	F	319,869,116口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	5,206円	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	5,644円
10,000口当たり分配金額	H	5円	10,000口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	148,262円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	159,934円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第7期 自 平成20年5月13日 至 平成21年5月11日		第8期 自 平成21年5月12日 至 平成22年5月10日	
—		1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
		2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	

	3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。 4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
--	--

(2)金融商品の時価等に関する事項

第7期 平成21年5月11日現在	第8期 平成22年5月10日現在
—	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 ○親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ○コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期 自 平成20年5月13日 至 平成21年5月11日	第8期 自 平成21年5月12日 至 平成22年5月10日
-------------------------------------	-------------------------------------

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左
---	----

(その他の注記)

1 元本の移動

第7期 自 平成20年5月13日 至 平成21年5月11日		第8期 自 平成21年5月12日 至 平成22年5月10日	
期首元本額	265,807,370 円	期首元本額	296,524,023 円
期中追加設定元本額	39,983,808 円	期中追加設定元本額	37,312,561 円
期中一部解約元本額	9,267,155 円	期中一部解約元本額	13,967,468 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

第7期 自 平成20年5月13日 至 平成21年5月11日		
種類	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	374,842,284	△26,146,818
合計	374,842,284	△26,146,818

売買目的有価証券

第8期 自 平成21年5月12日 至 平成22年5月10日	
種類	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△17,120,849
合計	△17,120,849

3 デリバティブ取引関係

第7期(自 平成20年5月13日至 平成21年5月11日)

該当事項はございません。

第8期(自 平成21年5月12日至 平成22年5月10日)

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式（平成22年5月10日現在）

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成22年5月10日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド		383,729,698	
親投資信託受益証券計	銘柄数：1		383,729,698	

	組入時価比率：99.9%		100%	
合計			383,729,698	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

参考

外国債券マザーファンド

当ファンドは「外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1 「外国債券マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

対象年月日	平成22年5月10日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	2,643,478,733
コール・ローン	592,888,082
国債証券	326,450,076,782
派生商品評価勘定	15,307,421
未収入金	2,867,595,718
未収利息	4,880,663,756
前払費用	267,235,568
流動資産合計	337,717,246,060
資産合計	337,717,246,060
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	9,452,951
未払金	3,504,628,184
未払解約金	1,726,155,230
その他未払費用	1,520,300
流動負債合計	5,241,756,665
負債合計	5,241,756,665
純資産の部	
元本等	
元本	220,575,036,595
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	111,900,452,800
元本等合計	332,475,489,395
純資産合計	332,475,489,395
負債純資産合計	337,717,246,060

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成21年5月12日 至 平成22年5月10日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成22年5月10日現在	
1 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1,5073 円
(10,000口当たり純資産額)	15,073 円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 平成21年5月12日 至 平成22年5月10日	
1	金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2	金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(3)附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 また、当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3	金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。
4	金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成22年5月10日現在	
1	貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2	時価の算定方法 ○国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ○派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(3)附属明細表に記載しております。 ○コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価と しております。

(その他の注記)

平成22年5月10日現在

1 元本の移動及び期末元本額の内訳	
期首	平成21年5月12日
期首元本額	200,275,572,399 円
期首より平成22年5月10日までの期中追加設定元本額	38,170,330,121 円
期首より平成22年5月10日までの期中一部解約元本額	17,870,865,925 円
期末元本額	220,575,036,595 円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	136,944,753 円
バランスセレクト50	135,757,597 円
バランスセレクト70	68,951,707 円
野村外国債券インデックスファンド	254,580,839 円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	3,068,124,311 円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	111,224,983,228 円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	3,283,965,023 円
野村資産設計ファンド2015	320,833,460 円
野村資産設計ファンド2020	107,797,497 円
野村資産設計ファンド2025	99,590,999 円
野村資産設計ファンド2030	74,473,500 円
野村資産設計ファンド2035	46,170,173 円
野村資産設計ファンド2040	153,986,848 円
野村外国債券インデックス(野村投資一任口座向け)	347,005,625 円
のむラップ・ファンド(保守型)	270,422 円
のむラップ・ファンド(普通型)	885,008 円
のむラップ・ファンド(積極型)	787,572 円
野村外国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	192,147,907 円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	30,268,432,613 円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	1,725,411,474 円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	26,500,720,519 円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	5,303,763,780 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	11,618,543 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	66,760,331 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	10,910,302 円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	11,975,346,756 円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA(適格機関投資家専用)	998,445,293 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	3,801,749,931 円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	670,198,058 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	248,505,831 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	416,513,384 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)	3,674,706,695 円
野村世界バランス25VA(適格機関投資家専用)	1,824,755,243 円
ノムラ外国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	550,033,101 円
バランスセレクト30(確定拠出年金向け)	2,659,129 円
バランスセレクト50(確定拠出年金向け)	6,297,923 円
バランスセレクト70(確定拠出年金向け)	4,253,052 円
野村外国債券パッシブファンド(確定拠出年金向け)	355,853,015 円
マイバランス30(確定拠出年金向け)	1,185,447,199 円

マイバランス50(確定拠出年金向け)	1,450,280,579 円
マイバランス70(確定拠出年金向け)	1,495,925,540 円
野村外国債券インデックスファンド(確定拠出年金向け)	7,506,230,695 円
マイバランスDC30	223,261,258 円
マイバランスDC50	136,850,764 円
マイバランスDC70	75,539,995 円
野村DC外国債券インデックスファンド	567,309,123 円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成22年5月10日現在)

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成22年5月10日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	US TREASURY BOND	6,000,000.00	7,492,500.00	
	US TREASURY BOND	10,400,000.00	13,124,312.24	
	US TREASURY BOND	12,180,000.00	15,671,282.50	
	US TREASURY BOND	15,480,000.00	21,323,700.00	
	US TREASURY BOND	8,320,000.00	11,575,200.00	
	US TREASURY BOND	12,270,000.00	17,532,679.07	
	US TREASURY BOND	8,530,000.00	11,760,737.50	
	US TREASURY BOND	5,800,000.00	8,222,405.96	
	US TREASURY BOND	10,980,000.00	15,913,278.86	
	US TREASURY BOND	6,100,000.00	8,588,609.07	
	US TREASURY BOND	3,310,000.00	4,671,237.50	
	US TREASURY BOND	11,000,000.00	15,442,109.10	
	US TREASURY BOND	3,367,000.00	4,515,988.75	
	US TREASURY BOND	4,300,000.00	5,740,500.00	
	US TREASURY BOND	4,050,000.00	5,658,609.37	
	US TREASURY BOND	3,500,000.00	4,670,312.50	
	US TREASURY BOND	4,200,000.00	5,192,250.00	
	US TREASURY BOND	3,700,000.00	4,816,937.50	
	US TREASURY BOND	3,800,000.00	5,012,734.28	
	US TREASURY BOND	1,700,000.00	2,192,468.75	
	US TREASURY BOND	6,600,000.00	8,307,750.00	
	US TREASURY BOND	5,250,000.00	6,196,640.62	
	US TREASURY BOND	9,000,000.00	10,333,125.00	
	US TREASURY BOND	15,500,000.00	15,803,944.15	
	US TREASURY N/B	20,300,000.00	21,368,920.86	
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	10,535,937.00	
	US TREASURY N/B	22,000,000.00	22,126,326.20	
	US TREASURY N/B	6,000,000.00	6,338,437.20	
	US TREASURY N/B	8,200,000.00	8,638,507.30	

	US TREASURY N/B	17,000,000.00	17,091,640.20	
	US TREASURY N/B	15,200,000.00	16,024,718.56	
	US TREASURY N/B	15,000,000.00	15,076,756.50	
	US TREASURY N/B	17,500,000.00	17,791,210.50	
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	10,008,593.00	
	US TREASURY N/B	18,000,000.00	18,125,155.80	
	US TREASURY N/B	13,600,000.00	14,486,124.32	
	US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,515,175.65	
	US TREASURY N/B	15,500,000.00	15,608,377.55	
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	10,117,187.00	
	US TREASURY N/B	15,000,000.00	16,061,131.50	
	US TREASURY N/B	8,800,000.00	8,901,405.92	
	US TREASURY N/B	14,000,000.00	15,018,280.20	
	US TREASURY N/B	9,500,000.00	9,603,534.80	
	US TREASURY N/B	16,300,000.00	17,605,273.03	
	US TREASURY N/B	17,000,000.00	18,409,140.20	
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	10,181,640.00	
	US TREASURY N/B	18,500,000.00	18,666,209.55	
	US TREASURY N/B	20,000,000.00	21,404,686.00	
	US TREASURY N/B	6,500,000.00	6,981,913.90	
	US TREASURY N/B	7,000,000.00	7,407,968.40	
	US TREASURY N/B	14,000,000.00	14,065,625.00	
	US TREASURY N/B	22,000,000.00	23,629,375.00	
	US TREASURY N/B	7,500,000.00	7,824,315.75	
	US TREASURY N/B	9,000,000.00	9,480,937.50	
	US TREASURY N/B	8,700,000.00	9,263,120.55	
	US TREASURY N/B	18,550,000.00	20,232,542.50	
	US TREASURY N/B	16,000,000.00	16,843,748.80	
	US TREASURY N/B	15,000,000.00	14,923,827.00	
	US TREASURY N/B	7,500,000.00	7,534,863.00	
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	9,989,843.00	
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	10,029,687.00	
	US TREASURY N/B	14,200,000.00	15,858,514.56	
	US TREASURY N/B	5,000,000.00	5,082,617.00	
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	10,292,968.00	

	US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,115,937.20	
	US TREASURY N/B	20,000,000.00	20,328,124.00	
	US TREASURY N/B	7,500,000.00	8,243,554.50	
	US TREASURY N/B	6,000,000.00	6,021,796.80	
	US TREASURY N/B	11,500,000.00	11,778,964.70	
	US TREASURY N/B	29,600,000.00	41,941,811.76	

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	US TREASURY N/B	13,000,000.00	14,116,170.90	
	US TREASURY N/B	20,000,000.00	20,326,562.00	
	US TREASURY N/B	13,000,000.00	14,207,577.80	
	US TREASURY N/B	13,000,000.00	14,286,795.90	
	US TREASURY N/B	8,000,000.00	8,906,249.60	
	US TREASURY N/B	8,000,000.00	8,890,624.80	
	US TREASURY N/B	8,000,000.00	7,907,500.00	
	US TREASURY N/B	10,600,000.00	12,131,202.86	
	US TREASURY N/B	5,000,000.00	5,173,437.50	
	US TREASURY N/B	14,000,000.00	15,847,343.40	
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	10,138,281.00	
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,081,250.00	
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	11,151,562.00	
	US TREASURY N/B	5,000,000.00	5,128,125.00	
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	10,250,781.00	
	US TREASURY N/B	6,000,000.00	6,647,343.60	
	US TREASURY N/B	11,300,000.00	12,682,483.81	
	US TREASURY N/B	9,000,000.00	9,772,030.80	
	US TREASURY N/B	11,500,000.00	11,845,898.15	
	US TREASURY N/B	11,000,000.00	11,575,780.70	
	US TREASURY N/B	12,000,000.00	12,696,561.60	
	US TREASURY N/B	19,000,000.00	19,688,750.00	
	US TREASURY N/B	13,000,000.00	12,440,390.30	
	US TREASURY N/B	11,000,000.00	10,798,905.70	
	US TREASURY N/B	18,500,000.00	18,830,976.10	
	US TREASURY N/B	14,000,000.00	13,947,500.00	
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,032,187.40	
	US TREASURY N/B	11,600,000.00	14,982,125.00	
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,343,281.20	
	US TREASURY N/B	14,000,000.00	14,611,405.20	
	US TREASURY N/B	7,000,000.00	6,098,202.60	
	US TREASURY N/B	13,500,000.00	13,423,006.80	
	US TREASURY N/B	18,000,000.00	18,651,092.40	

	US TREASURY N/B	14,000,000.00	14,217,655.20	
	US TREASURY NOTE	6,700,000.00	7,172,925.53	
	US TREASURY NOTE	15,606,000.00	16,759,380.15	
	US TREASURY NOTE	12,000,000.00	12,135,000.00	
	US TREASURY NOTE	7,000,000.00	7,253,202.60	
	US TREASURY NOTE	17,000,000.00	18,167,420.60	
	US TREASURY NOTE	7,000,000.00	7,428,750.00	
	US TREASURY NOTE	21,500,000.00	23,525,702.05	
	US TREASURY NOTE	16,300,000.00	17,693,139.81	
	US TREASURY NOTE	14,700,000.00	16,144,733.64	
	US TREASURY NOTE	7,500,000.00	8,368,359.00	
米ドル計	銘柄数：114	1,261,093,000.00	1,378,813,391.18	
			(127,347,204,809)	
	組入時価比率：38.3%		39.0%	
	C A N A D I A N GOVERNMENT	7,530,000.00	7,914,783.00	
	C A N A D I A N GOVERNMENT	3,200,000.00	3,301,120.00	
	C A N A D I A N GOVERNMENT	3,400,000.00	3,387,284.00	
	C A N A D I A N GOVERNMENT	9,215,000.00	9,861,247.95	
	C A N A D I A N GOVERNMENT	1,600,000.00	1,602,752.00	
	C A N A D I A N GOVERNMENT	5,500,000.00	5,985,595.00	
	C A N A D I A N GOVERNMENT	5,600,000.00	5,803,840.00	
	C A N A D I A N GOVERNMENT	3,570,000.00	3,900,082.20	
	C A N A D I A N GOVERNMENT	6,300,000.00	6,396,327.00	
	C A N A D I A N GOVERNMENT	5,000,000.00	4,851,200.00	

	C A N A D I A N GOVERNMENT	3,800,000.00	4,107,040.00	
	C A N A D I A N GOVERNMENT	5,300,000.00	5,591,076.00	
	C A N A D I A N GOVERNMENT	2,900,000.00	3,051,235.00	
	C A N A D I A N GOVERNMENT	4,600,000.00	4,909,028.00	
	C A N A D I A N GOVERNMENT	7,600,000.00	7,798,132.00	
	C A N A D I A N GOVERNMENT	2,075,000.00	3,004,060.50	
	C A N A D I A N GOVERNMENT	1,300,000.00	2,075,411.00	
	C A N A D I A N GOVERNMENT	2,230,000.00	3,381,349.00	
	C A N A D I A N GOVERNMENT	4,431,000.00	5,531,926.26	
	C A N A D I A N GOVERNMENT	6,300,000.00	8,038,485.00	
	C A N A D I A N GOVERNMENT	6,500,000.00	7,705,750.00	
カナダドル計	銘柄数：21	97,951,000.00	108,197,723.91	
			(9,651,236,972)	
	組入時価比率：2.9%		3.0%	
	UK TREASURY	1,100,000.00	1,140,590.00	
	UK TREASURY	8,114,000.00	8,688,471.20	
	UK TREASURY	8,700,000.00	9,406,440.00	
	UK TREASURY	9,300,000.00	10,017,960.00	

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	UK TREASURY	3,960,000.00	4,753,584.00	
	UK TREASURY	9,100,000.00	9,130,940.00	
	UK TREASURY	5,820,000.00	6,453,798.00	
	UK TREASURY	1,600,000.00	1,612,320.00	
	UK TREASURY	5,000,000.00	5,502,000.00	
	UK TREASURY	1,477,000.00	1,873,131.40	
	UK TREASURY	6,900,000.00	7,280,880.00	
	UK TREASURY	3,050,000.00	4,127,260.00	
	UK TREASURY	4,300,000.00	4,753,650.00	
	UK TREASURY	6,300,000.00	6,682,410.00	
	UK TREASURY	4,100,000.00	4,090,160.00	
	UK TREASURY	5,890,000.00	6,328,216.00	
	UK TREASURY	6,046,000.00	8,261,859.00	
	UK TREASURY	7,120,000.00	7,729,472.00	
	UK TREASURY	4,100,000.00	4,078,270.00	
	UK TREASURY	3,500,000.00	4,273,500.00	
	UK TREASURY	4,900,000.00	5,175,870.00	
	UK TREASURY	5,600,000.00	5,538,400.00	
	UK TREASURY	8,440,000.00	8,280,484.00	
	UK TREASURY	19,500,000.00	20,722,650.00	
	UK TREASURY	1,000,000.00	978,500.00	
	UK TREASURY	11,600,000.00	11,903,920.00	
	UNITED KINGDOM (GOVERNMENT)	3,000,000.00	2,961,600.00	
英ポンド計	銘柄数：27	159,517,000.00	171,746,335.60	
			(23,525,813,050)	
	組入時価比率：7.1%		7.2%	
	SWITZERLAND	2,000,000.00	2,177,800.00	
	S W I T Z E R L A N D GOVERNMENT	6,900,000.00	7,273,290.00	
	S W I T Z E R L A N D GOVERNMENT	4,000,000.00	4,526,400.00	

	S W I T Z E R L A N D GOVERNMENT	5,900,000.00	7,093,570.00	
	S W I T Z E R L A N D GOVERNMENT	1,000,000.00	1,290,000.00	
スイスフラン計	銘柄数：5	19,800,000.00	22,361,060.00	
			(1,870,949,890)	
	組入時価比率：0.6%		0.6%	
	S W E D I S H GOVERNMENT	20,400,000.00	22,427,760.00	
	S W E D I S H GOVERNMENT	25,570,000.00	30,395,059.00	
	S W E D I S H GOVERNMENT	14,700,000.00	16,462,530.00	
	S W E D I S H GOVERNMENT	14,300,000.00	14,923,480.00	
	S W E D I S H GOVERNMENT	17,500,000.00	19,066,250.00	
	S W E D I S H GOVERNMENT	28,100,000.00	31,834,490.00	
	S W E D I S H GOVERNMENT	18,400,000.00	22,210,640.00	
	S W E D I S H GOVERNMENT	13,000,000.00	13,677,300.00	
スウェーデンク ローナ計	銘柄数：8	151,970,000.00	170,997,509.00	
			(2,081,039,684)	
	組入時価比率：0.6%		0.6%	
	N O R W E G I A N GOVERNMENT	17,420,000.00	18,108,090.00	
	N O R W E G I A N GOVERNMENT	19,500,000.00	21,999,900.00	
	N O R W E G I A N GOVERNMENT	14,500,000.00	16,254,500.00	

	N O R W E G I A N GOVERNMENT	11,200,000.00	12,226,592.00	
	N O R W E G I A N GOVERNMENT	6,000,000.00	6,620,400.00	
ノルウェーク ローネ計	銘柄数：5	68,620,000.00	75,209,482.00	
			(1,122,125,471)	
	組入時価比率：0.3%		0.3%	
	K I N G D O M O F DENMARK	24,800,000.00	26,781,520.00	
	K I N G D O M O F DENMARK	6,000,000.00	6,441,000.00	
	K I N G D O M O F DENMARK	28,200,000.00	31,598,100.00	
	K I N G D O M O F DENMARK	26,000,000.00	28,535,000.00	
	K I N G D O M O F DENMARK	17,900,000.00	19,546,800.00	
	K I N G D O M O F DENMARK	19,500,000.00	21,186,750.00	
	K I N G D O M O F DENMARK	9,500,000.00	13,545,100.00	
	K I N G D O M O F DENMARK	29,500,000.00	34,491,105.00	
デンマークク ローネ計	銘柄数：8	161,400,000.00	182,125,375.00	
			(2,901,257,223)	
	組入時価比率：0.9%		0.9%	
	BELGIUM KINGDOM	3,000,000.00	3,098,400.00	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	1,000,000.00	1,054,300.00	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	6,530,000.00	7,095,498.00	

	BELGIUM KINGDOM GOVT	5,630,000.00	6,564,017.00	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	6,000,000.00	6,492,000.00	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	3,000,000.00	3,231,000.00	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	5,700,000.00	6,190,770.00	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	4,010,000.00	5,033,352.00	

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	BELGIUM KINGDOM GOVT	3,000,000.00	3,179,400.00	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	4,500,000.00	4,625,100.00	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	4,000,000.00	4,265,200.00	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	5,320,000.00	6,195,140.00	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	6,500,000.00	6,886,100.00	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	3,500,000.00	3,679,550.00	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	2,365,000.00	2,827,357.50	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	6,000,000.00	6,814,200.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,000,000.00	1,030,150.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4,000,000.00	3,930,000.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4,000,000.00	3,960,000.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	6,500,000.00	6,630,000.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	6,000,000.00	5,959,800.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,000,000.00	5,041,000.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,000,000.00	967,300.00	
	BUNDES REPUBLIK #01	1,000,000.00	1,054,000.00	
	BUNDESOBLIGATION	6,500,000.00	6,789,250.00	
	BUNDESOBLIGATION	2,500,000.00	2,607,750.00	

	B U N D E S R E P U B . DEUTSCHLAND	16,660,000.00	17,942,820.00	
	B U N D E S R E P U B . DEUTSCHLAND	28,167,000.00	30,871,032.00	
	B U N D E S R E P U B . DEUTSCHLAND	14,950,000.00	16,439,020.00	
	B U N D E S R E P U B . DEUTSCHLAND	14,150,000.00	15,355,580.00	
	B U N D E S R E P U B . DEUTSCHLAND	15,100,000.00	16,779,120.00	
	B U N D E S R E P U B . DEUTSCHLAND	16,670,000.00	18,620,390.00	
	B U N D E S R E P U B . DEUTSCHLAND	12,100,000.00	13,282,170.00	
	B U N D E S R E P U B . DEUTSCHLAND	7,200,000.00	7,721,280.00	
	B U N D E S R E P U B . DEUTSCHLAND	12,500,000.00	13,593,750.00	
	B U N D E S R E P U B . DEUTSCHLAND	7,800,000.00	8,688,810.00	
	B U N D E S R E P U B . DEUTSCHLAND	6,000,000.00	6,588,000.00	
	B U N D E S R E P U B . DEUTSCHLAND	5,000,000.00	5,635,000.00	
	B U N D E S R E P U B . DEUTSCHLAND	6,800,000.00	7,556,840.00	
	B U N D E S R E P U B . DEUTSCHLAND	3,500,000.00	3,951,500.00	
	B U N D E S R E P U B . DEUTSCHLAND	8,000,000.00	8,704,800.00	
	B U N D E S R E P U B . DEUTSCHLAND	8,000,000.00	8,534,400.00	
	B U N D E S R E P U B . DEUTSCHLAND	2,000,000.00	2,087,200.00	
	B U N D E S R E P U B . DEUTSCHLAND	9,000,000.00	12,199,500.00	

	B U N D E S R E P U B . DEUTSCHLAND	6,700,000.00	9,461,070.00	
	B U N D E S R E P U B . DEUTSCHLAND	6,505,000.00	8,479,267.50	
	B U N D E S R E P U B . DEUTSCHLAND	5,100,000.00	7,183,350.00	
	B U N D E S R E P U B . DEUTSCHLAND	6,260,000.00	8,096,684.00	
	B U N D E S R E P U B . DEUTSCHLAND	9,000,000.00	10,800,900.00	
	B U N D E S R E P U B . DEUTSCHLAND	11,000,000.00	12,006,500.00	
	B U N D E S R E P U B . DEUTSCHLAND	2,000,000.00	2,262,200.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,767,000.00	4,933,845.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	19,750,000.00	20,490,427.50	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,000,000.00	4,027,600.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	11,685,000.00	12,384,931.50	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	6,000,000.00	6,240,000.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	9,700,000.00	10,088,000.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,000,000.00	4,114,000.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	14,200,000.00	14,768,000.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	6,000,000.00	6,339,000.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	12,000,000.00	12,252,000.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	13,500,000.00	13,756,500.00	

	BUONI POLIENNALI DEL TES	14,317,000.00	15,747,268.30	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	16,000,000.00	16,697,600.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	11,500,000.00	11,948,500.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,500,000.00	4,557,150.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	10,000,000.00	10,233,000.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	7,000,000.00	7,067,900.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	12,400,000.00	12,691,400.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,000,000.00	2,003,200.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	3,300,000.00	3,168,000.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,000,000.00	2,030,000.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	10,840,000.00	15,606,348.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	5,800,000.00	7,354,400.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	12,235,000.00	14,437,300.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	7,250,000.00	7,517,525.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	18,438,000.00	20,798,064.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	6,910,000.00	7,594,090.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	5,400,000.00	5,419,440.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	3,800,000.00	3,303,720.00	

	BUONI POLIENNALI DEL TES	5,700,000.00	5,711,400.00	
	FINNISH GOVERNMENT	3,000,000.00	3,244,650.00	
	FINNISH GOVERNMENT	2,600,000.00	2,944,630.00	
	FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	2,129,500.00	
	FINNISH GOVERNMENT	1,500,000.00	1,672,875.00	

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	2,172,900.00	
	FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	2,231,200.00	
	FRANCE (GOVT OF)	3,000,000.00	3,167,700.00	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	2,620,000.00	2,787,942.00	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	16,900,000.00	18,321,290.00	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	17,420,000.00	19,074,900.00	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	5,600,000.00	6,697,040.00	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	13,600,000.00	14,764,160.00	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	9,700,000.00	10,576,880.00	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	9,000,000.00	9,842,400.00	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	5,800,000.00	6,359,120.00	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	16,000,000.00	17,161,600.00	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	8,000,000.00	8,365,600.00	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	4,000,000.00	4,220,000.00	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	12,420,000.00	14,343,858.00	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	7,000,000.00	7,539,700.00	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	7,000,000.00	7,750,400.00	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	8,000,000.00	8,688,800.00	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	5,800,000.00	6,395,080.00	

	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	12,050,000.00	13,255,000.00	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	12,670,000.00	18,393,039.00	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	6,000,000.00	6,274,800.00	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	8,700,000.00	13,311,870.00	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	4,000,000.00	4,321,200.00	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	2,670,000.00	3,423,474.00	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	3,600,000.00	4,452,840.00	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	5,584,000.00	7,241,889.60	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	7,600,000.00	8,741,520.00	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	18,500,000.00	19,114,200.00	
	FRENCH TREASURY NOTE	4,200,000.00	4,370,100.00	
	FRENCH TREASURY NOTE	4,500,000.00	4,752,675.00	
	HELLENIC REPUBLIC	7,400,000.00	5,975,870.00	
	HELLENIC REPUBLIC	5,000,000.00	3,822,000.00	
	HELLENIC REPUBLIC	10,200,000.00	7,073,700.00	
	HELLENIC REPUBLIC	10,200,000.00	6,995,670.00	
	HELLENIC REPUBLIC	2,000,000.00	1,353,400.00	
	HELLENIC REPUBLIC	3,200,000.00	1,978,880.00	
	HELLENIC REPUBLIC	4,000,000.00	2,352,600.00	
	HELLENIC REPUBLIC	4,500,000.00	2,883,825.00	
	HELLENIC REPUBLIC	8,870,000.00	5,946,004.50	
	HELLENIC REPUBLIC	3,560,000.00	2,398,906.00	
	HELLENIC REPUBLIC	10,100,000.00	5,821,135.00	

	IRELAND(REPUBLIC OF) 4.4	4,500,000.00	4,096,854.00	
	IRISH GOVERNMENT	1,000,000.00	980,437.00	
	IRISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,955,260.00	
	IRISH GOVERNMENT	2,200,000.00	2,198,486.40	
	IRISH GOVERNMENT	2,120,000.00	2,055,327.28	
	IRISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,873,040.00	
	IRISH GOVERNMENT	1,000,000.00	1,008,012.00	
	IRISH GOVERNMENT	1,500,000.00	1,339,413.00	
	N E T H E R L A N D S GOVERNMENT	8,980,000.00	9,815,140.00	
	N E T H E R L A N D S GOVERNMENT	7,600,000.00	8,340,240.00	
	N E T H E R L A N D S GOVERNMENT	6,700,000.00	7,296,970.00	
	N E T H E R L A N D S GOVERNMENT	5,000,000.00	5,330,500.00	
	N E T H E R L A N D S GOVERNMENT	5,200,000.00	5,721,040.00	
	N E T H E R L A N D S GOVERNMENT	5,000,000.00	5,642,000.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	6,000,000.00	6,546,000.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	3,000,000.00	3,260,700.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	4,200,000.00	4,366,320.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	4,470,000.00	6,423,390.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	2,415,000.00	3,032,274.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	4,300,000.00	4,537,790.00	
	OBRIG DO TES MEDIO PRAZO	3,000,000.00	2,956,650.00	

	OBRIG DO TES MEDIO PRAZO	4,000,000.00	3,614,200.00	
	OBRIG DO TES MEDIO PRAZO	4,000,000.00	3,587,480.00	
	OBRIG DO TES MEDIO PRAZO	2,000,000.00	1,815,400.00	
	OBRIG DO TES MEDIO PRAZO	3,000,000.00	2,650,230.00	
	OBRIG DO TES MEDIO PRAZO	1,000,000.00	892,420.00	
	OBRIGACOES DO TESOURO	3,000,000.00	2,956,260.00	
	OBRIGACOES DO TESOURO	4,000,000.00	3,794,680.00	
	OBRIGACOES DO TESOURO	500,000.00	398,655.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	6,075,000.00	6,606,562.50	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	4,000,000.00	4,320,000.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	4,700,000.00	5,170,000.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	1,000,000.00	1,061,000.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	4,500,000.00	4,817,250.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	10,300,000.00	11,613,250.00	

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,500,000.00	2,750,000.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	6,000,000.00	6,306,000.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	1,500,000.00	1,717,500.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,110,000.00	2,806,300.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	3,000,000.00	3,126,450.00	
	SPANISH GOVERNMENT	10,925,000.00	11,307,375.00	
	SPANISH GOVERNMENT	8,250,000.00	8,590,725.00	
	SPANISH GOVERNMENT	10,820,000.00	11,280,932.00	
	SPANISH GOVERNMENT	3,000,000.00	3,235,500.00	
	SPANISH GOVERNMENT	8,300,000.00	8,533,230.00	
	SPANISH GOVERNMENT	5,900,000.00	6,162,550.00	
	SPANISH GOVERNMENT	10,900,000.00	11,281,500.00	
	SPANISH GOVERNMENT	10,580,000.00	11,426,400.00	
	SPANISH GOVERNMENT	5,121,000.00	5,707,866.60	
	SPANISH GOVERNMENT	3,960,000.00	4,315,608.00	
	SPANISH GOVERNMENT	12,950,000.00	11,266,500.00	
ユーロ計	銘柄数：178	1,176,849,000.00	1,257,916,918.18	
			(149,176,367,326)	
	組入時価比率：44.9%		45.7%	
	POLAND GOVERNMENT BOND	19,800,000.00	19,845,540.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	17,300,000.00	17,369,200.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	16,600,000.00	16,558,500.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	8,300,000.00	8,452,305.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	13,100,000.00	13,610,900.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	10,600,000.00	10,350,900.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	8,300,000.00	8,125,700.00	

	POLAND GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	5,940,000.00	
ズオチ計	銘柄数：8	100,000,000.00	100,253,045.00	
			(2,844,178,886)	
	組入時価比率：0.9%		0.9%	
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,000,000.00	3,111,321.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,000,000.00	3,195,159.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	4,170,000.00	4,616,423.52	
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,000,000.00	1,116,196.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,700,000.00	4,114,148.40	
	SINGAPORE GOVERNMENT	750,000.00	780,818.25	
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,900,000.00	1,973,474.90	
シンガポールドル計	銘柄数：7	17,520,000.00	18,907,541.07	
			(1,260,565,763)	
	組入時価比率：0.4%		0.4%	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	16,400,000.00	16,692,936.80	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	10,500,000.00	10,585,365.00	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	6,000,000.00	6,367,356.00	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	18,000,000.00	18,491,346.00	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	3,700,000.00	3,777,441.00	

	MALAYSIAN GOVERNMENT	4,800,000.00	4,915,089.60	
リング計	銘柄数：6	59,400,000.00	60,829,534.40	
			(1,733,033,435)	
	組入時価比率：0.5%		0.5%	
	A U S T R A L I A N GOVERNMENT	5,100,000.00	5,198,914.50	
	A U S T R A L I A N GOVERNMENT	14,400,000.00	15,009,019.20	
	A U S T R A L I A N GOVERNMENT	2,500,000.00	2,602,360.00	
	A U S T R A L I A N GOVERNMENT	3,500,000.00	3,656,593.50	
	A U S T R A L I A N GOVERNMENT	1,700,000.00	1,759,998.10	
	A U S T R A L I A N GOVERNMENT	5,900,000.00	5,827,725.00	
	A U S T R A L I A N GOVERNMENT	1,500,000.00	1,386,600.00	
豪ドル計	銘柄数：7	34,600,000.00	35,441,210.30	
			(2,936,304,273)	
	組入時価比率：0.9%		0.9%	
国債証券計			326,450,076,782	
			(326,450,076,782)	
合計			326,450,076,782	
			(326,450,076,782)	

- (注) 1 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 2 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- 3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成22年5月10日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引				
買建	469,465,251	—	460,012,300	△9,452,951
カナダドル	62,898,041	—	62,433,000	△465,041
英ポンド	302,091,935	—	294,485,500	△7,606,435
デンマーククローネ	32,056,566	—	31,860,000	△196,566
豪ドル	72,418,709	—	71,233,800	△1,184,909
売建	1,767,522,921	—	1,752,215,500	15,307,421
米ドル	733,419,220	—	724,947,500	8,471,720
ユーロ	1,002,114,960	—	996,072,000	6,042,960
ズオチ	31,988,741	—	31,196,000	792,741
合計	—	—	—	5,854,470

(注)時価の算定方法

為替予約取引

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のよう
に評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客
先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価し
ております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場
合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、
当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレート
を用いております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合に
は、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いておりま
す。

2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算
期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年5月31日現在

I	資産総額	376,165,829	円
II	負債総額	119,356	円
III	純資産総額(I－II)	376,046,473	円
IV	発行済口数	319,996,007	口
V	1口当たり純資産額(III／IV)	1.1752	円

<ご参考>

「外国債券マザーファンド」

I	資産総額	327,367,218,830	円
II	負債総額	410,748,070	円
III	純資産総額(I－II)	326,956,470,760	円
IV	発行済口数	221,596,688,516	口
V	1口当たり純資産額(III／IV)	1.4755	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成22年6月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

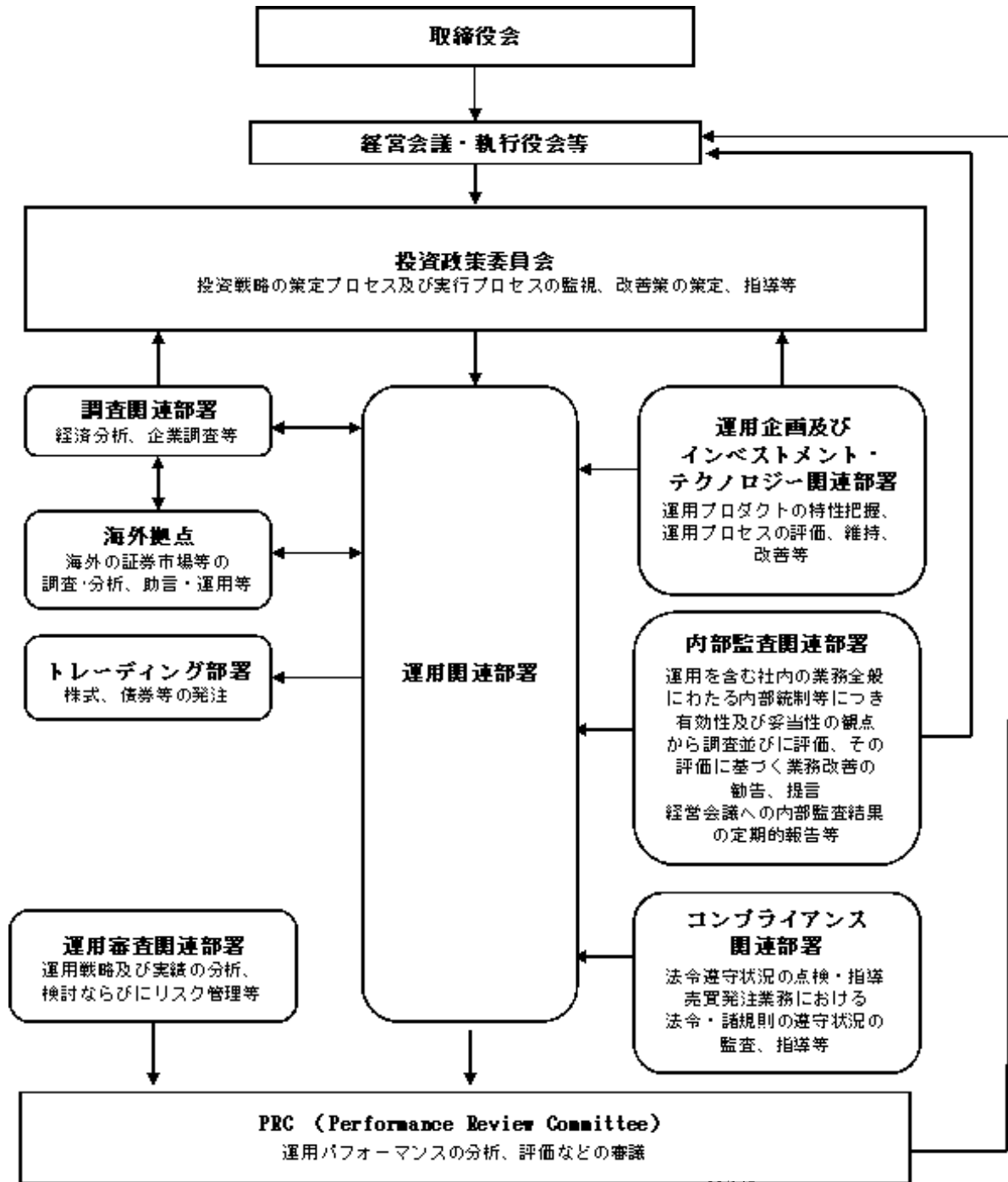
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役３名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成22年5月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	649	9,114,224
単位型株式投資信託	21	252,969
追加型公社債投資信託	19	4,706,882
単位型公社債投資信託	0	0
合計	689	14,074,076

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第50期事業年度(前事業年度)は、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第51期事業年度(当事業年度)は、内閣府令第50号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度及び当事業年度の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成21年 3月31日)		当事業年度 (平成22年 3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			560		520
金銭の信託			34,551		38,530
有価証券			3,400		5,100
短期貸付金			592		126
前払金			43		0
前払費用			17		47
未収入金			84		79
未収委託者報酬			7,489		9,756
未収収益			1,629		2,645
未収法人税等			498		—
繰延税金資産			879		1,513
その他			807		143
貸倒引当金			△4		△6
流動資産計			50,549		58,457
固定資産					
有形固定資産			2,183		1,729
建物	※ 2	710		635	
器具備品	※ 2	1,472		1,094	
無形固定資産			12,407		11,839
ソフトウェア		12,403		11,836	
電話加入権		2		1	
その他		1		1	
投資その他の資産			28,519		28,988
投資有価証券		10,693		11,614	
関係会社株式		15,743		16,099	
従業員長期貸付金		385		366	
長期差入保証金		39		66	
長期前払費用		19		23	
繰延税金資産		1,256		490	
その他		381		327	
貸倒引当金		△0		△0	
固定資産計			43,110		42,557
資産合計			93,659		101,014

		前事業年度 3月31日)		当事業年度 3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			12,000		11,000
預り金			95		95
未払金	※ 1		5,750		6,217
未払収益分配金		5		4	
未払償還金		82		61	
未払手数料		3,275		4,226	
その他未払金		2,387		1,925	
未払費用	※ 1		4,849		7,594
未払法人税等			4		849
前受収益			6		9
賞与引当金			1,080		2,538
その他			4		—
流動負債計			23,790		28,305
固定負債					
退職給付引当金			4,620		4,576
時効後支払損引当金			462		475
その他			642		351
固定負債計			5,724		5,403
負債合計			29,515		33,708
(純資産の部)					
株主資本			61,810		64,074
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			32,900		35,164
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		32,215		34,479	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		7,608		9,872	
評価・換算差額等			2,333		3,231
その他有価証券評価差額金			2,084		3,056
繰延ヘッジ損益			249		175
純資産合計			64,143		67,306
負債・純資産合計			93,659		101,014

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			84,195		76,293
運用受託報酬			8,315		10,576
その他営業収益			27		57
営業収益計			92,537		86,927
営業費用					
支払手数料			39,122		35,199
広告宣伝費			1,438		1,155
公告費			2		0
受益証券発行費			34		10
調査費			21,176		20,998
調査費		1,643		1,394	
委託調査費		19,532		19,603	
委託計算費			790		883
営業雑経費			2,709		2,493
通信費		208		222	
印刷費		1,382		1,293	
協会費		87		71	
諸経費		1,031		905	
営業費用計			65,272		60,740
一般管理費					
給料			8,863		9,912
役員報酬	※ 2	329		388	
給料・手当		6,507		6,740	
賞与		2,025		2,784	
交際費			168		153
旅費交通費			557		458
租税公課			443		206
不動産賃借料			1,559		1,464
退職給付費用			1,124		1,116
固定資産減価償却費			3,288		4,630
諸経費			6,448		6,529
一般管理費計			22,452		24,471
営業利益			4,812		1,715

		前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	8,013		3,698	
収益分配金		225		6	
受取利息		32		5	
金銭の信託運用益		—		2,385	
デリバティブ利益		858		—	
為替差益		—		45	
その他		192		283	
営業外収益計			9,322		6,424
営業外費用					
支払利息	※ 1	175		98	
金銭の信託運用損		1,212		—	
為替差損		133		—	
時効後支払損引当金繰入額		97		37	
その他		53		53	
営業外費用計			1,671		189
経常利益			12,463		7,950
特別利益					
投資有価証券等売却益		1,085		72	
株式報酬受入益		299		226	
リース資産買取差益		2		—	
特別利益計			1,387		299
特別損失					
投資有価証券等売却損		1,471		60	
投資有価証券等評価損		5		70	
固定資産除却損	※ 3	405		16	
退職給付制度移行損失		118		—	
システム利用契約解約違約金		—		63	
特別損失計			2,001		210
税引前当期純利益			11,849		8,039
法人税、住民税及び事業税			2,893		2,662
法人税等調整額			2,334		△492
当期純利益			6,621		5,869

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	17,180	17,180
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	17,180	17,180
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	11,729	11,729
資本剰余金合計		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	11,729	11,729
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	685	685
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	685	685
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	35,606	24,606
当期変動額		
別途積立金の取崩	△11,000	—
当期変動額合計	△11,000	—
当期末残高	24,606	24,606
繰越利益剰余金		
前期末残高	16,512	7,608
当期変動額		
別途積立金の取崩	11,000	—
剰余金の配当	△26,526	△3,605
当期純利益	6,621	5,869
当期変動額合計	△8,904	2,264

当期末残高	7,608	9,872
利益剰余金合計		
前期末残高	52,804	32,900
当期変動額		
剰余金の配当	△26,526	△3,605
当期純利益	6,621	5,869
当期変動額合計	△19,904	2,264
当期末残高	32,900	35,164
株主資本合計		
前期末残高	81,714	61,810
当期変動額		
剰余金の配当	△26,526	△3,605
当期純利益	6,621	5,869
当期変動額合計	△19,904	2,264
当期末残高	61,810	64,074
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	5,124	2,084
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△3,040	971
当期変動額合計	△3,040	971
当期末残高	2,084	3,056
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△250	249
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	499	△73
当期変動額合計	499	△73
当期末残高	249	175
評価・換算差額等合計		
前期末残高	4,874	2,333
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,541	898
当期変動額合計	△2,541	898
当期末残高	2,333	3,231
純資産合計		
前期末残高	86,589	64,143
当期変動額		
剰余金の配当	△26,526	△3,605
当期純利益	6,621	5,869
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,541	898
当期変動額合計	△22,445	3,162

当期末残高	64,143	67,306
-------	--------	--------

[重要な会計方針]

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 …移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの… 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの… 移動平均法による原価法 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 時価法 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 時価法 4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 (同左) (2) その他有価証券 時価のあるもの (同左) 時価のないもの (同左) 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 (同左) 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 (同左) 4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 なお、破綻先に対する債権3百万円については、債権額から備忘価額を控除した額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。 (2) 賞与引当金 (同左)	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年																
附属設備	8～15年																
構築物	20年																
器具備品	4～15年																
建物	38～50年																
附属設備	8～15年																
構築物	20年																
器具備品	4～15年																

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 6. リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 7. ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段－為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象－投資有価証券 (3)ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。 8. 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 9. 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	(3) 退職給付引当金 (同左) (4) 時効後支払損引当金 (同左) 6. リース取引の処理方法 (同左) 7. ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 (同左) (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左) (3)ヘッジ方針 (同左) (4)ヘッジ有効性評価の方法 (同左) 8. 消費税等の会計処理方法 (同左) 9. 連結納税制度の適用 (同左)

[会計方針の変更]

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(リース取引の処理方法) 当事業年度より、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）を適用しております。 この適用により、リース取引開始日が平成20年4月1日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）第79項により、リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、これによる財政状態に与える影響はなく、損益に与える影響は軽微であります。	-----
-----	(退職給付の処理方法) 「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)に伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。なお、同会計基準の適用に伴う退職給付債務の変動はないため、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

[追加情報]

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(退職給付制度の改訂) 当社は、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年1月1日付で適格退職年金制度から確定給付企業年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行いました。当社は「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。本改廃に伴う影響額として、特別損失118百万円を計上しております。 この結果、税引前当期純利益が、118百万円減少しております。	-----
-----	(耐用年数の変更) 当社は、翌事業年度に導入予定のシステムにより置き換えられる現行のシステムの状況等を調査した結果、一部のシステム(ソフトウェア及び器具備品)について耐用年数が実態と乖離していることが判明したため、当該資産の耐用年数を実態に合わせて変更しております。 この結果、従来の方法と比較して、減価償却費が284百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は284百万円減少しております。
-----	(賞与制度の改定) 従業員の賞与につきましては従来6月及び12月の年2回の支給であり、賞与引当金には計算期間が10月1日から3月末日までに対応する金額を計上しておりましたが、制度改定により年1回の支給と変更となり、当事業年度末においては賞与引当金には計算期間が4月1日から3月末日までに対応する金額を計上しております。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (平成21年3月31日)	当事業年度末 (平成22年3月31日)
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれてい るものは、次のとおりであります。	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれてい るものは、次のとおりであります。
未払金 2,119百万円	未払金 1,655百万円
未払費用 585	未払費用 1,017
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額
建物 295百万円	建物 369百万円
器具備品 964	器具備品 1,647
合計 1,260	合計 2,017

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するも のは、次のとおりであります。	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するも のは、次のとおりであります。
受取配当金 7,864百万円	受取配当金 3,542百万円
支払利息 175	支払利息 98
※ 2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されて おります。	※ 2. 役員報酬の範囲額 (同左)
※ 3. 固定資産除却損	※ 3. 固定資産除却損
器具備品 0百万円	建物 7百万円
ソフトウェア 405	器具備品 5
合計 405	ソフトウェア 4
	合計 16

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 26,526百万円

1株当たり配当額 5,150円

基準日 平成20年3月31日

効力発生日 平成20年6月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,605百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 700円

基準日 平成21年3月31日

効力発生日 平成21年6月1日

当事業年度(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成21年 5 月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,605百万円

1株当たり配当額 700円

基準日 平成21年 3 月31日

効力発生日 平成21年 6 月 1 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成22年 5 月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,605百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 700円

基準日 平成22年 3 月31日

効力発生日 平成22年 6 月 1 日

◇ リース取引関係

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																												
1. ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) ① リース資産の内容 有形固定資産(器具備品)、無形固定資産(ソフトウェア) 主として、コンピューター関連機器(サーバー等)であります。 ② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針の「4.固定資産の減価償却の方法」に記載したとおりであります。 (2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>器具備品</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>1,343百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>980</td></tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>363</td></tr> </table> ② 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 <table> <tr> <td>未経過リース料期末残高相当額</td><td></td></tr> <tr> <td>1年以内</td><td>180百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>195</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>375</td></tr> <tr> <td>リース資産減損勘定期末残高</td><td>—百万円</td></tr> </table> ③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>296百万円</td></tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>276</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>14</td></tr> <tr> <td>減損損失</td><td>—</td></tr> </table> ④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。		器具備品	取得価額相当額	1,343百万円	減価償却累計額相当額	980	減損損失累計額相当額	—	期末残高相当額	363	未経過リース料期末残高相当額		1年以内	180百万円	1年超	195	合計	375	リース資産減損勘定期末残高	—百万円	支払リース料	296百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—	減価償却費相当額	276	支払利息相当額	14	減損損失	—	1. ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) 該当事項はありません。 (2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>器具備品</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>603百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>415</td></tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>188</td></tr> </table> ② 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 <table> <tr> <td>未経過リース料期末残高相当額</td><td></td></tr> <tr> <td>1年以内</td><td>99百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>96</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>195</td></tr> <tr> <td>リース資産減損勘定期末残高</td><td>—百万円</td></tr> </table> ③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>187百万円</td></tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>175</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>7</td></tr> <tr> <td>減損損失</td><td>—</td></tr> </table> ④ 減価償却費相当額の算定方法 (同左) ⑤ 利息相当額の算定方法 (同左)		器具備品	取得価額相当額	603百万円	減価償却累計額相当額	415	減損損失累計額相当額	—	期末残高相当額	188	未経過リース料期末残高相当額		1年以内	99百万円	1年超	96	合計	195	リース資産減損勘定期末残高	—百万円	支払リース料	187百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—	減価償却費相当額	175	支払利息相当額	7	減損損失	—
	器具備品																																																												
取得価額相当額	1,343百万円																																																												
減価償却累計額相当額	980																																																												
減損損失累計額相当額	—																																																												
期末残高相当額	363																																																												
未経過リース料期末残高相当額																																																													
1年以内	180百万円																																																												
1年超	195																																																												
合計	375																																																												
リース資産減損勘定期末残高	—百万円																																																												
支払リース料	296百万円																																																												
リース資産減損勘定の取崩額	—																																																												
減価償却費相当額	276																																																												
支払利息相当額	14																																																												
減損損失	—																																																												
	器具備品																																																												
取得価額相当額	603百万円																																																												
減価償却累計額相当額	415																																																												
減損損失累計額相当額	—																																																												
期末残高相当額	188																																																												
未経過リース料期末残高相当額																																																													
1年以内	99百万円																																																												
1年超	96																																																												
合計	195																																																												
リース資産減損勘定期末残高	—百万円																																																												
支払リース料	187百万円																																																												
リース資産減損勘定の取崩額	—																																																												
減価償却費相当額	175																																																												
支払利息相当額	7																																																												
減損損失	—																																																												

2. オペレーティング・リース取引		2. オペレーティング・リース取引	
未経過リース料		未経過リース料	
1年以内	6百万円	1年以内	5百万円
1年超	3	1年超	3
合計	9	合計	8

◇ 金融商品関係

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	520	520	-
(2)金銭の信託	38,530	38,530	-
(3)短期貸付金	126	126	-
(4)未収委託者報酬	9,756	9,756	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	15,890	15,890	-
(6)関係会社株式	3,064	92,414	89,350
資産計	67,888	157,238	89,350
(7)関係会社短期借入金	11,000	11,000	-
(8)未払金	6,217	6,217	-
(9)未払費用	7,594	7,594	-
(10)未払法人税等	849	849	-
負債計	25,662	25,662	-
(11)デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	△86	△86	-
デリバティブ取引計	△86	△86	-

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3)短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額

によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式（貸借対照表計上額：投資有価証券824百万円、関係会社株式13,035百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について70百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	519	-	-	-
金銭の信託	38,530	-	-	-
短期貸付金	126	-	-	-
未収委託者報酬	9,756	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	5,100	0	997	-
合計	54,032	0	997	-

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 売買目的有価証券(平成21年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの(平成21年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	66,382	63,318
合計	3,064	66,382	63,318

４．その他有価証券で時価のあるもの(平成21年３月31日)

区分	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	282	4,020	3,737
(2)債券(社債)	—	—	—
(3)その他(※１)	3,551	3,846	295
小計	3,834	7,867	4,032
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1)株式	—	—	—
(2)債券(社債)	—	—	—
(3)その他	2,334	1,833	△500
小計	2,334	1,833	△500
合計	6,168	9,701	3,532

(※１) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は249百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

５．当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日
売却額	11,200百万円
売却益の合計額	1,085百万円
売却損の合計額	1,471百万円

６．時価評価されていない主な有価証券(上記２．及び３．を除く)

区分	貸借対照表計上額(百万円)
(1) その他有価証券	
譲渡性預金	3,400
非上場株式	992
合計	4,392
(2) 子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	4,411
関連会社株式	8,267
合計	12,679

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

(平成21年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	—	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—
2. その他	3,400	1	1,017	—
合計	3,400	1	1,017	—

(注) その他有価証券で時価のあるものについての減損処理にあたっては、当事業年度末時価が取得価額より30%以上下落したものについて、原則として下落額について評価減を行なうこととしております。

当事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成22年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	92,414	89,350
合計	3,064	92,414	89,350

４．その他有価証券(平成22年３月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	5,656	282	5,373
投資信託(※１)	3,103	3,001	102
小計	8,759	3,283	5,475
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
投資信託	2,031	2,326	△295
譲渡性預金	5,100	5,100	—
小計	7,131	7,426	△295
合計	15,890	10,710	5,179

(※１) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は175百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	38	—	60
投資信託	626	72	0
合計	664	72	60

◇ デリバティブ取引関係

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 取引の状況に関する事項

（1）取引の内容及び利用目的

当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、株価指数先物取引及びスワップ取引であり、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクを軽減するために利用しております。

なお、デリバティブ取引を利用して、ヘッジ会計を行っております。

①ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段－為替予約、株価指数先物

ヘッジ対象－投資有価証券

②ヘッジ方針

投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。

③ヘッジ有効性評価の方法

為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。

（2）取引に対する取組方針

デリバティブ取引については、将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

（3）取引に係るリスクの内容

為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを、株価指数先物取引及びスワップ取引は価格の変動によるリスクを有しております。

（4）取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。財務部長は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。また、取引結果及び損益状況については、定期的にヘッジ対象である投資有価証券の信託契約先から報告を受け、財務部で内容を検討しております。

２．取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

なお、為替予約取引及び株価指数先物取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用しておりますので注記の対象から除いております。

当事業年度（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（１）通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	3,082	-	△17	先物為替相場によっている
合 計			3,082	-	△17	

（２）株式関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	株価指数先物取引	投資信託	967	-	△68	取引所の価格によっている
合 計			967	-	△68	

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社は、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出年金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年1月1日付で適格退職年金制度から確定給付型企业年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行いました。

2. 退職給付債務に関する事項(平成21年3月31日)

イ. 退職給付債務	△11,783百万円
ロ. 年金資産	5,456
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△6,327
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,400
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	△693
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	△4,620
チ. 前払年金費用	—
リ. 退職給付引当金(トーチ)	△4,620

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

イ. 勤務費用	611百万円
ロ. 利息費用	277
ハ. 期待運用収益	△139
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	300
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	3
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	1,053
チ. その他(注)	70
計	1,124

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

(追加情報)

基準となる従業員の平均残存勤務期間が減少したことにより、過去勤務債務の額の処理年数および退職年金に係る数理計算上の差異の処理年数を18年から16年に変更しております。この変更に伴う影響額は軽微であります。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成22年3月31日)

イ. 退職給付債務	△12,427百万円
ロ. 年金資産	6,488
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△5,938
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,015
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	△653
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	△4,576
チ. 前払年金費用	—
リ. 退職給付引当金(ト+チ)	△4,576

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

イ. 勤務費用	524百万円
ロ. 利息費用	247
ハ. 期待運用収益	△136
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	357
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	△40
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	952
チ. その他(注)	163
計	1,116

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (平成21年3月31日)		当事業年度末 (平成22年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
退職給付引当金	1,894	退職給付引当金	1,876
所有株式税務簿価通算差異	884	賞与引当金	1,040
投資有価証券評価減	616	所有株式税務簿価通算差異	884
ゴルフ会員権評価減	510	投資有価証券評価減	614
賞与引当金	442	ゴルフ会員権評価減	510
未払確定拠出年金掛金	328	減価償却超過額	369
タックスヘイブン税制	271	未払確定拠出年金掛金	217
減価償却超過額	262	子会社株式売却損	196
子会社株式売却損	196	時効後支払損引当金	194
時効後支払損引当金	189	その他	268
その他	85	繰延税金資産小計	6,173
繰延税金資産小計	5,682	評価性引当金	△1,923
評価性引当金	△1,924	繰延税金資産計	4,250
繰延税金資産計	3,757	繰延税金負債	
繰延税金負債		繰延ヘッジ利益	122
繰延ヘッジ利益	173	有価証券評価差額金	2,123
有価証券評価差額金	1,448	繰延税金負債計	2,245
繰延税金負債計	1,621	繰延税金資産(純額)	2,004
繰延税金資産(純額)	2,136		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	41.0%	法定実効税率	41.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.0%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.2%
住民税等均等割	0.0%	住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン税制	△0.1%	タックスヘイブン税制	△3.5%
外国税額控除	△5.9%	外国税額控除	△2.4%
評価性引当金の増減額	16.2%	その他	△0.3%
その他	△0.7%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.1%		

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

なお、開示対象範囲に影響はありません。

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	321,764	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借等	資金の借入(*1)	228,500	関係会社 短期 借入金	12,000
							資金の返済	216,500		
							借入金利息の支払	168	未払費用	1

(イ) 関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 22.3%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*2)	10,001	未払費用	79

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	28,694	未払手数料	2,628

親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都千代田区	400	投資顧問業	—	当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払（*4）	4,926	未払費用	1,064
---------	----------------------------	---------	-----	-------	---	-------------	------------------------	-------	------	-------

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所及び野村土地建物(株)であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)	
	(株)野村総合研究所	野村土地建物(株)
流動資産合計	106,717	1,407
固定資産合計	234,028	77,297
流動負債合計	76,798	7,947
固定負債合計	79,131	11,845
純資産合計	184,815	58,910
売上高	324,697	2,744
税引前当期純利益	38,648	2,947
当期純利益	20,583	2,564

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸 借等 役員の兼任	資金の借入 (*1)	168,000	関係会社 短期 借入金	11,000
							資金の返済	169,000		
							借入金利息 の支払	98	未払費用	3

(イ) 関連会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	株式会社 野村総合 研究所	東京都千代田区	18,600	情報 サービス業	(所有) 直接 22.3%	サービス・ 製品の購入	自社利用の ソフトウェア開発の委託(*2)	6,866	未払費用	0

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	26,417 (注)3	未払手数料	3,469
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400	投資顧問業	—	当社投資信託の運用委託役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	3,263	未払費用	940

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

3. 平成21年11月23日付で野村證券(株)はジョインベスト証券(株)を吸収合併しており、当社とジョインベスト証券(株)の取引は野村證券(株)に引継がれております。野村證券(株)との取引金額には、合併前のジョインベスト証券(株)と当社の取引金額を含んでおります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所及び野村土地建物(株)であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)	
	(株)野村総合研究所	野村土地建物(株)
流動資産合計	128,800	5,765
固定資産合計	228,173	78,723
流動負債合計	76,471	8,010
固定負債合計	76,265	12,507
純資産合計	204,237	63,970
売上高	325,646	2,546
税引前当期純利益	40,539	4,841
当期純利益	26,416	4,445

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	12,453円43銭	1株当たり純資産額	13,067円44銭
1株当たり当期純利益	1,285円61銭	1株当たり当期純利益	1,139円63銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	6,621百万円	損益計算書上の当期純利益	5,869百万円
普通株式に係る当期純利益	6,621百万円	普通株式に係る当期純利益	5,869百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

（1）定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＊ 平成22年5月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

＊ 平成22年5月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成21年7月28日	有価証券届出書、有価証券報告書
平成22年2月3日	半期報告書、有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 志 保 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

英 公 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月30日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

英 公 一 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村外国債券インデックスファンドの平成20年5月13日から平成21年5月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村外国債券インデックスファンドの平成21年5月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月28日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

英 公 一 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村外国債券インデックスファンドの平成21年5月12日から平成22年5月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村外国債券インデックスファンドの平成22年5月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)